【公開版】

| 日本原燃株式会社 | | | | | | |
|----------|------------|--|--|--|--|--|
| 資料番号 | 濃縮個別 54 R4 | | | | | |
| 提出年月日 | 令和3年12月28日 | | | | | |

廃品シリンダ等の取り扱いに係る補足説明資料

本資料は、【濃縮個別 54 R3】の改訂版(R4)である。 改訂内容は以下のとおり。

○誤記等について、記載を適正化した。

※【濃縮個別54R3】から変更した部分を青字にて示す。

目 次

| 1. | 概要 | | | 1 |
|----|-------|---------|--|---|
| 2. | 新規制基準 | (第5回申請) | における廃品シリンダ等の補足説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |

1. 概要

本資料は,新規制基準(第 5 回申請)における廃品シリンダ等の設工認への記載方針,認可後の検査,管理等の方針を説明するものである。

2. 新規制基準(第5回申請)における廃品シリンダ等の補足説明

本施設の ANSI 又は ISO 規格 48Y の廃品シリンダ,原料シリンダ,ANSI 又は ISO 規格 30B の製品シリンダ,廃品シリンダについて,第 5 回申請で新規制基準への適合性を示すとともに設工認の記載方法の見直しを行う。ANSI 又は ISO 規格 48Y の廃品シリンダ,原料シリンダの記載方法の見直しに係る具体的な方針を以下に示す。

(1) 設工認 (第5回申請) の記載の方針

これまでは同じ型式のシリンダについて、原料ウランを取り扱う場合は「原料シリンダ」、廃品ウランを取り扱う場合は「廃品シリンダ」として仕様表を作成し、転用又は貯蔵(1年以上)の都度、設工認の申請を実施していたが、双方のシリンダに求められる技術基準要求、仕様・構造に違いはないことから、新規制基準における設工認(第5回申請)では、型式(ANSI又はISO規格48Y)でまとめ、ひとつの仕様表とする。

また、シリンダ本数については、施設の稼働後、受け入れ、転用により変動するため、設工認のシリンダの仕様としては記載しない。なお、各シリンダの貯蔵本数については、貯蔵施設(シリンダを積載する置台)の仕様として明確化するとともに保安規定に基づき、これを超えないことを管理する。

ANSI 又は ISO 規格 30B の製品シリンダ、廃品シリンダについても上記と同様の方針とする。 今回の第5回申請の仕様表を添付1に示す。

(2) 認可後の検査、管理等の方針

上記の仕様表の見直しを踏まえた検査及び転用等の全体の対応フローを添付2に示す。

認可後の検査については、事業所外からの原料シリンダの受け入れの都度、設工認に基づき、シリンダの型式 (ANSI 又は ISO 規格 48Y) の仕様・構造等を使用前事業者検査にて確認する。

また、受け入れ後は保安規定に基づき、施設管理等を行う。

施設管理等の方法,考え方を添付3に,受け入れ時の使用前事業者検査,使用前確認申請の方針等 を添付4,添付5に示す。

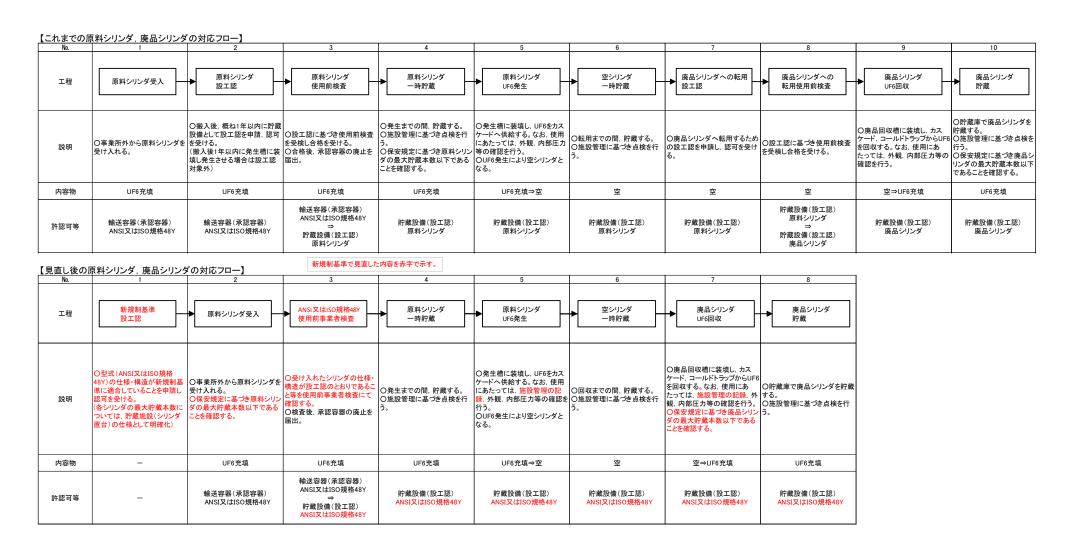
| | 第 | | 認申請書(2021年8月31日申請 |) | | 補足説明 | 備考 |
|------|---|---|---|---|------------------------|---|----|
| | | 1上1末3 | 長(ANSI 又は ISO 規格 48Y) | | | | |
| | | | 変更前 | 変更後 | | | |
| | 名称 (型式) *1 | _ | ANSI 又は ISO 規格 48Y*7*8 | 1 | | ①型式 (ANSI 又は ISO 規格 48Y) で申請する。 | |
| | 種類*2 | _ | 横置き円筒型 | | | | |
| | 容量*3 | kg-UF ₆ /本 | 12501* ⁹ (約 8450 kg-U) | | | | |
| | 最高使用圧力*4 | hPa | 上限:960 下限:0 | | | | |
| | 最高使用温度*4 | $^{\circ}$ C | 94 | | | | |
| | 流体等の種類*5 | _ | 固体 UF ₆ ,気体 UF ₆ | | | | |
| 臨界管理 | _ | _ | *10 | | | | |
| 主 | 胴内径 | mm | 1220 (48 in) *9 | 変更なし | | | |
| 要寸 | 全長 | mm | 3803.5 (149 3/4 in) *9 | | | | |
| 法 | 厚さ | mm | 13以上 (16 (5/8 in) *9) | | | | |
| 主要 | 胴本体 | _ | ASTM A516 / ASME SA516 | | | | |
| 材料 | 鏡板 | _ | ASTM A516 / ASME SA516 |) } | | ②シリンダの本数は記載しない。 | |
| 取 | 系統名 (ライン名) | _ | *11 | | | | |
| 付箇所 | 設置床 (室名称) * ⁶ | | A ウラン貯蔵室 B ウラン貯蔵室 C ウラン貯蔵室 *12 | | | | |
| 注記 | *2:記載の適正化。 *3:記載の適正化。 *4:記載の適正化。 *5:記載の適正化。 *6:記載の適正化。 *7:ANSI又はISO。 (ANSI又はISO。を廃品シリン。 *9:ANSI又はISO。 *10:本シリンダはいため「一」 *11:系統区別を必 *12:本機器は、AI | 既既既既既格規 規 が が が が が が が が が が が が が | には「機器名」と記載。 には「型式」と記載。 には「その他の性能」と記載。 には「温度、圧力」と記載。 には「複燃料物質の状態」と記載 には「設置場所」と記載。 は、事業変更許可申請書の主要な認り、廃品シリンダ(ANSI 又は ISO) 天然 UF。を充填したものを原料シ で、設計値又は材料を示す。 UF。の濃縮度が 0.95 %以下である いため「一」とする。 0 規格 48Y 置台(原料シリンダ((充填))を介して貯蔵する。 | は備及び機器で示す原料シリ 規格 48Y)である。 リンダ,劣化 UF。を充填した ことから臨界管理を必要と | たもの としな ④ | ④置台を介して貯蔵することを明確化する。ANSI 又は ISO 規格 48Y 置台 (原料シリンダ | |

| | | , to | * F □ □ □ □ | アジルキキ /0001 左 0 日 01 日 巾 さ | ±\ | | 100/11 (2/ 0) |
|-------------|---|---|--|---|--|--|---------------|
| | | 牙 | | 工認申請書(2021 年 8 月 31 日申請 表(ANSI 又は ISO 規格 30B) | 与 <i>)</i> | 補足説明 | 備考 |
| | | | | | | | |
| | | | | 変更前 | 変更後 | | |
| | 名称 (型 | 式) *1 | _ [| ANSI 又は ISO 規格 30B*7*8 | | ①型式 (ANSI 又は ISO 規格 30B) で申請する。 | |
| | 種類 | *2 | _ | 横置き円筒型 | | OLD (Intel) | |
| | 容量*3 | | kg-UF ₆ /本 | 2277* ⁹ (約 1540 kg-U) | | | |
| | 最高使用 | 圧力*4 | hPa | 上限:960 下限:0 | | | |
| | 最高使用 | 温度*4 | $^{\circ}$ C | 94 | | | |
| | 流体等の | 種類*5 | _ | 固体 UF ₆ , 気体 UF ₆ | - 変更なし | | |
| 臨 | 核的 | 濃縮度 | % | 5 以下*9*10 | | | |
| 界管 | 制限値 | 減速度 | H/U- 235 | 1.7 以下*9*10 | | | |
| 理 | | ットとの I間隔 | cm | 30 以上*10*11 | | | |
| 主 | 胴 | 内径 | mm | 737 (29 in) *9 | 1 | | |
| 要寸法 | 至 | 全長 | mm | 2070 (81 1/2 in) *9 | 2 | ②厚さ(竜巻による設計飛来物に対する貫通限界厚さ(8.2 mm)を踏まえた設計確認値 | |
| | 厚 | 夏さ こ | mm | 8以上 (13 (1/2 in) *9) | 8.2以上 (13 (1/2 in) *9) | | |
| 主要 | 胴 | 本体 | _ | ASTM A516 / ASME SA516 *9 | | の変更) に係る技術基準への適合性は「濃縮個別 35 加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料」で示す。 ③シリンダの本数は記載しない。 | |
| 材料 | | 竟板 | _ | ASTM A516 / ASME SA516 *9 | ************************************** | | |
| 取 | | 統名 (イン名) | _ | *12 | ・ 変更なし | ○ クラククの本数(は山戦 しな v ·。 | |
| 付 箇 所 | | 置床 名称)* ⁶ | _ | A ウラン貯蔵室 B ウラン貯蔵室 *13 | | | |
| | *2:記載 *3:記載 *4:記載 *5:記載 *6:記載 *7:ANSI (AN *8:ANSI を廃 *9:ANSI | の適正化。 の適正化。 の適正化。 の適正化。 の適正化。 又は ISO 男 SI 又は ISO 男 こと スは ISO 男 として A SO 男 | 既設工認に 既設工認に 既設工認に 既設工認に 規格 30B は り規格 30B に し し 見格 30B に で し 見格に基づ | こは「機器名」と記載。 こは「型式」と記載。 こは「その他の性能」と記載。 こは「温度,圧力」と記載。 こは「核燃料物質の状態」と記載。 こは「設置場所」と記載。 こは「設置場所」と記載。 事業変更許可申請書の主要な設し、 廃品シリンダ(ANSI 又は ISO 規 機縮 UF6を充填したものを製品シリ く設計値又は材料を示す。 充填し廃品シリンダとして取り扱 | 格 30B) である。 ンダ,劣化 UF ₆ を充填したもの | | |
| | *11:他ニ 回収 | 又槽等の配置 | 置にて確保 | は,本シリンダを定置する ANSI ス する。 ため「-」とする。 | スは ISO 規格 30B 置台,2 号製品 | 品 ⑤置台を介して貯蔵することを明確化する。ANSI 又は ISO 規格 30B 置台の仕様表を次 | |
| | | | | 規格 30B 置台を介して貯蔵する。 | 5 | 頁に示す。 | |

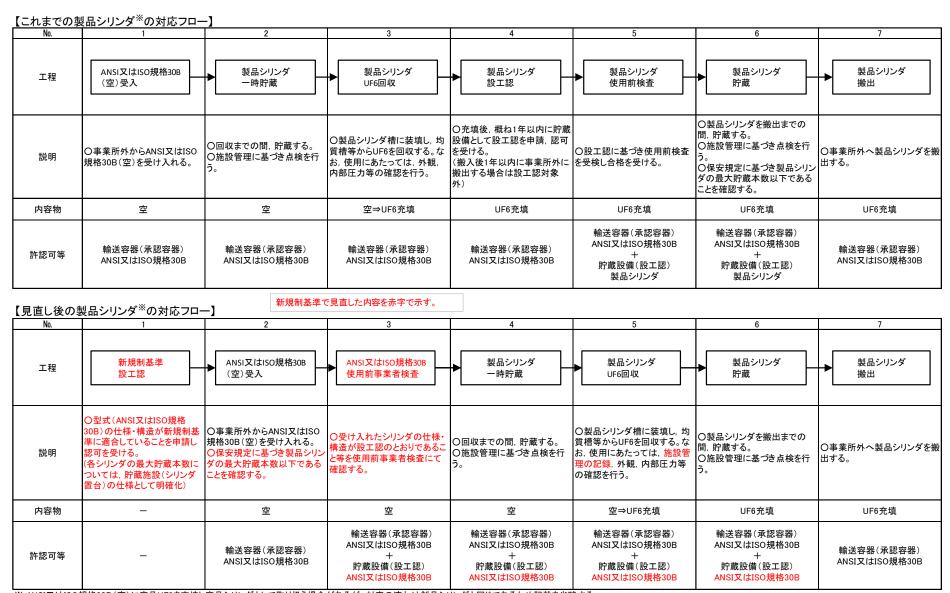
| 第5回 設工認申請書 (2021年8月31日申請) 仕様表 (原料シリンダ置台 (充填)) | | | | | 補足説明 | 備考 | |
|--|---|--|---|---|------|--|--|
| 臨界管理 主要寸法 主要材料 取付箇 | 名称*1 種類*2 容量 一たて横高さ 本体 個数*3 本体 の数*3 系統名 (ライン名) 設置床 | | 変更前 ANSI 又は ISO 規格 48Y 置台 (原料シリンダ(充填))*5 -*6 ANSI 又は ISO 規格 48Y*7 : 228 本 -*8 1200*9 200*9 254*9 炭素鋼*10 228 (2 個/組*11) -*12 A ウラン貯蔵室 | <u>充填))*5</u> 格 48Y* ⁷ ② 変更なし | | ①シリンダの名称変更を踏まえ、置台の名称も変更する。 ②貯蔵本数の示し方について 全社での整理において、核燃料物質を貯蔵する「ラック/ピット/棚」の最大貯蔵能力は仕様表の「容量」欄に記載することとしているため、左記のとおり「容量」欄に貯蔵本数を記載し整合を図る(他施設のキャスクの申請では、「貯蔵建屋」の仕様表(容量欄)に貯蔵本数を記載しているが、本施設では必要な置台は既認可で設置済みであり、貯蔵本数は置台の個数で制限できることから、全社での整理のとおり「置台」の仕様表(容量欄)に貯蔵本数を記載する。)。 | |
| 注記 | *2:記載の適正化。 *3:記載の適正化。 *4:記載の適正化。 *5:ANSI 又は ISO 規 及び機器で示す。 *6:種別を必要とし *7:本機器は、ANSI *8:積載する原料シ の対象外である *9:公称値を示す。 | 既 既 既 既 既 我 な な な な な な な は が は が は が に に に に に に に に に に に に に | Rには「設備機器名称」と記載。 Rには「型式」と記載。 Rには「台数」と記載。 Rには「設置場所」と記載。 Bには「設置場所」と記載。 2 台 (原料シリンダ (充填))は、 ンダ置台 (充填)である。 1 しょする。 1 見まする。 2 規格 48Y のうち原料シリンダ (表現) の。 3 規格 48Y のうち原料シリンダ (表現) の。 4 はいるにはいる。 5 もで構成される。 | を積載し貯蔵する。 <mark>④</mark> 5 %以下であることから,臨界 | 界管理 | ④本置台に積載するシリンダの種類を明確化する。 | |

| | 第日 | | に認申請書(2021 年 8 月 31 日申 ・(廃品シリンダ置台(充填)) | 1請) | 補足説明 | 備考 |
|--------|---|--|---|--|--|----|
| | | | | | | |
| | | | 変更前 | 変更後 | | |
| | 名称*1 | _ | ANSI 又は ISO 規格 48Y 置台 (廃品シリンダ(充填))*5 | 1 | ①シリンダの名称変更を踏まえ、置台の名称も変更する。 | |
| | 種類*2 | | *6 | | | |
| | 容量 | _ | ANSI 又は ISO 規格 48Y* ⁷ :1222 本 | 2 | ②貯蔵本数は、ANSI 又は ISO 規格 48Y 置台(原料シリンダ(充填)) と同様に置台の仕様表(「容量」欄)に記載する。 | |
| 臨界管理 | _ | _ | <u></u> *8 | | | |
| 主 | たて | mm | 1200*9 | | | |
| 要寸 | 横 | mm | 200*9 | 変更なし | | |
| 法 | 高さ | mm | 254*9 | | | |
| 主要材料 | 本体 | _ | 炭素鋼*11 | | | |
| 11 | 個数*3 | 組*5 | 160(2個/組* ¹²) 590(2個/組* ¹²)* ¹⁰ | - | | |
| 取付 | 系統名 (ライン名) | _ | *13 | | | |
| 箇 所 | 設置床 (室名称)* ⁴ | _ | B ウラン貯蔵室 C ウラン貯蔵室 | | | |
| | *2:記載の適正化。 *3:記載の適正化。 *4:記載の適正化。 *5:ANSI又はISO表及び機器で示す *6:種別を必要とし *7:本機器は、ANS合には、 *8:1222本のうち *8:積載する廃品。 | 既設工認 既設工認 見格 48Y 置 一廃品シリンないため I 又は ISO B ウラン斯 | ンダ置台(充填)である。 o 「-」とする。) 規格 48Y のうち廃品シリンダを | 3 事業変更許可申請書の主要な設 を積載し貯蔵する。2 段積を行う Eに 630 本貯蔵する。 4 5 %以下であることから, 臨界管理 | 備 湯 ④本置台に積載するシリンダの種類、本数の内訳を明確化する。 | |
| | め、JIS 規格を *12:1 組の置台は2 | 置台の値を 機器では 番号は記載 2 個の支持 | と示す。 なく,UF。を閉じ込めるための『 或しない。 | 耐食性,耐圧強度を必要としない | た ⑤「2個/組」の説明を注記に追加する。 | |

| | *** | | | | | |
|---------|--|--|---|--------------------------------|--|----|
| | 第 5 | | 工認申請書(2021年8月31日申 | 1請) | | 備考 |
| | | 仕様表 | 長(製品シリンダ置台(充填)) | | | |
| | | | | | | |
| | | | 変更前 | 変更後 | | |
| | 名称*1 | _ | ANSI 又は ISO 規格 30B 置台*5 | 1 | ①シリンダの名称変更を踏まえ、置台の名称も変更する。 | |
| | 種類*2 | _ | *6 | | | |
| | 容量 | _ | ANSI 又は ISO 規格 30B 及び 付着ウラン回収容器* ⁷ : 300 本* ^{8*9} | 2 | ②貯蔵本数は、ANSI 又は ISO 規格 48Y 置台 (原料シリンダ (充填)) と同様に置台の仕様表 (「容量」欄) に記載する。 | |
| 臨界管理 | 他ユニットとの 相互間隔 | cm | 30 以上 | | | |
| 主 | たて | mm | 700*10 | | | |
| 要寸 | 横 | mm | 100*10 | 変更なし | | |
| 法 | 高さ | mm | 177*10 | | | |
| 主要材料 | 本体 | _ | 炭素鋼*11 | | | |
| 7-1 | | 組 | 300 (2個/組*12) | - | | |
| 取付 | 系統名 (ライン名) | _ | *13 | | | |
| 筃 | 設置床 | _ | A ウラン貯蔵室 | | | |
| 所 | (室名称)*4 | 如一致) | B ウラン貯蔵室 こは「設備機器名称」と記載。 | | | |
| * * * * | 2:記載の適正化。既 3:記載の適正化。既 4:記載の適正化。既 5:ANSI 又は ISO 規格 ンダ置台(充填) 6:種別を必要としな | 設工認り 設工認り 設工認り 30B 置 である。 いため | こは「型式」と記載。 こは「台数」と記載。 こけ「設置場所」と記載。 台は,事業変更許可申請書の主頭 「一」とする。 | | | |
| * * | 器を積載し貯蔵す 8:300 本のうち A ウラ 9:貯蔵する ANSI 又は 器は 12 本以下とす 10:公称値を示す。 | る。 ラン貯蔵 t IS0 規 ⁻ る。 | 規格 30B(製品シリンダ及び廃品 議室に 144 本, B ウラン貯蔵室に 1格 30B のうち廃品シリンダは 3 | 156 本貯蔵する。 t-U 以下とし,付着ウラン回収 | (4) (4) 積載するシリンダの種類、本数の内訳を明確化する。 又容 | |
| * | 11:UF。を内包する機 IIS 規格番号は記 12:1組の置台は2個 13:糸統区別を必要と | 載しない の支持 | 台で構成される。] ⑤ | (性, 耐圧強度を必要としない) | ため, ⑤「2個/組」の説明を注記に追加する。 | |



ANSI 又は ISO 規格 48Yの対応フロー



[※] ANSI又はISO規格30B(空)に廃品UF6を充填し廃品シリンダとして取り扱う場合があるが、対応の流れは製品シリンダと同じであるため記載を省略する。

ANSI 又は ISO 規格 30B の対応フロー

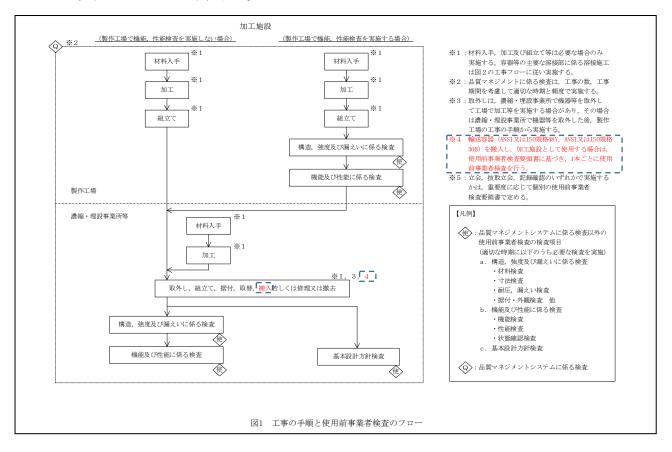
【シリンダの受け入れ時,受け入れ後の管理の方法】 添付3

| | 受け入れ時 | 受け入れ後の管理 | | | | | | | | |
|-------------------|--|--|---|---|--|--|--|--|--|--|
| | 200 | | | Z()) (() () () () () () () () () () () () | | | | | | |
| 工程 | シリンダ受入 (原料シリンダ) | → 一時貯蔵 (原料シリンダ) | 発生槽での UF ₆ 発生 (原料シリンダ) | ー時貯蔵 (空シリンダ) | 廃品回収槽での UF ₆ 回収 (廃品シリンダ) | ⇒ 貯蔵 (廃品シリンダ) | | | | |
| 施設管理の方法 | 【使用前事業者検査】 ○設工認の型式の仕様・構造のとおりであること等を確認する。 ①外観検査 ②寸法検査 ③材料検査 ④漏えい検査 | 【日常点検】 ○日常巡視による外観確認 【定期点検】 ○点検方法:外観点検 頻度:1回/年 対象:原料シリンダ ○点検方法:肉厚測定 頻度:1回/年 対象:原料シリンダ (代表選定) | _ | 【日常点検】 ○日常巡視による外観確認 【定期点検】 ○点検方法:外観点検 頻度:1回/年 対象:空シリンダ | | 【日常点検】 ○日常巡視による外観確認 【定期点検】 ○点検方法:外観点検 頻度:1回/年 対象:廃品シリンダ ○点検方法:肉厚測定 頻度:1回/年 対象:廃品シリンダ (代表選定) | | | | |
| 使用時の確認 | _ | _ | 【使用時の確認】 a. 施設管理の記録により以下を確認する。 ・使用前事業者検査を実施済みのシリンダであること。 ・点検の記録により貯蔵中においても異常がなかったこと。 b. シリンダの外観について, 異常がないことを確認した上で, 槽にシリンダを装填する。 c. 槽にてシリンダ内の圧力(大気圧以下)により漏れがないことを確認する。 | _ | 【使用時の確認】 a. 施設管理の記録により以下を確認する。 ・使用前事業者検査を実施済みのシリンダ であること。 ・点検の記録により貯蔵中においても異常 がなかったこと。 b. シリンダの外観について, 異常がないこ とを確認した上で, 槽にシリンダを装填 する。 c. 槽にてシリンダ内の圧力(大気圧以下) により漏れがないことを確認する。 | _ | | | | |
| 各管理の考え方 | 【施設管理の考え方】 ○原料シリンダの受け入れの都度,設工認のシリンダの型式の仕様・構造のとおりであること等を使用前事業者検査で確認する。 | 【施設管理の考え方】 ○シリンダの材料である炭素鋼の内表面には、UF6のフッ素による不動態皮膜が形成されるため、有意な腐食が進行することはないこと、内部を常に大気圧以下とするため内面に圧力が生じることもないことから、供用期間中のシリンダの減肉等については考慮する必要はない。また、十分な実績のある規格シリンダによる静的な状態での貯蔵であり、海外の貯蔵実績においても、内表面の腐食・減肉が原因となる漏えい事象は発生していない。 | | | | | | | | |
| 最大貯蔵 本数 の管理 | ○保安規定に基づき,原料シリンダの本数が最大貯蔵本数以下であることを確認する。 | | _ | | ○保安規定に基づき、廃品シリンダの 本数が最大貯蔵本数以下であること を確認する。 | _ | | | | |

シリンダの使用前事業者検査に係る補足説明

【受け入れ時の使用前事業者検査の設工認での明確化】

○事業所外からのシリンダの受け入れの都度,使用前事業者検査を実施することを設工認の工事の方法 において,以下のとおり明確化する。



シリンダの使用前事業者検査,使用前確認申請に係る補足説明

事業所外から受け入れるシリンダの使用前事業者検査、使用前確認申請に係る基本方針及び本施設に おける進め方を以下に示す。なお、具体的な確認方法等については、今後の使用前確認申請の段階にお いて説明を実施する。

1. 基本方針

事業所外から受け入れるシリンダについては、受け入れの都度、全てのシリンダを対象に使用前事 業者検査を行う。

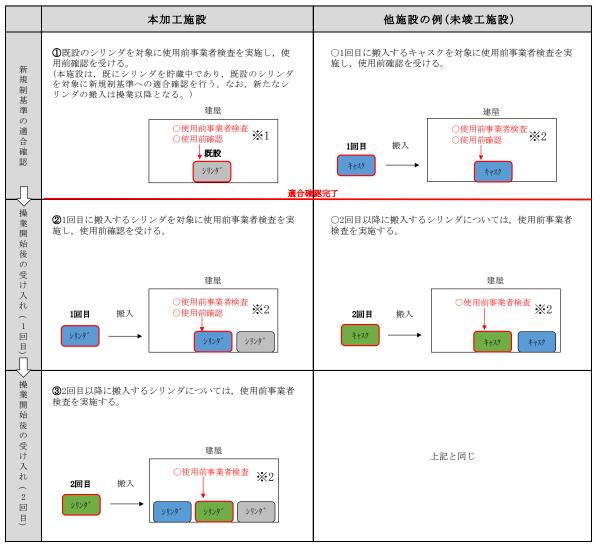
使用前確認申請については、各型式 (ANSI 又は ISO 規格 48Y, ANSI 又は ISO 規格 30B) の1回目のシリンダの受け入れ前に実施し、1回目の受け入れ時に使用前確認を受ける。その後の同一型式の2回目以降の受け入れ時においては、以下の理由を踏まえ使用前確認を要しないとしたい。

- ○2回目以降に受け入れるシリンダは、使用前確認を受けた1回目と同一仕様であり、設工認の設計及び工事の内容、技術基準規則の要求事項の変更を伴うものではないこと。
- ○シリンダは当該型式 (ANSI 又は ISO 規格 48Y 等) の輸送容器として設計承認及び容器承認を受けており、十分な品質管理がされたものであること。

2. 本施設における使用前事業者検査、使用前確認申請の進め方

本施設は供用中の施設であり、既設としてシリンダを貯蔵しているため、事業所外からの新たなシリンダの受け入れは操業開始後となる。そのため、今回の施設全体の新規制基準の適合確認においては、既設のシリンダを対象に実施する計画である(既設のシリンダについては、新規制基準での追加の要求事項(竜巻防護等)に対して使用前事業者検査等を実施)。これを踏まえ、今後の使用前事業者検査等については、以下の①~③の流れで進めることで考えている。他施設(未竣工施設)との比較を含めた本方針の概要を下図に示す。

- ①施設全体の新規制基準の適合確認において, 既設のシリンダを対象に使用前事業者検査を実施 し, 使用前確認を受ける。
- ②操業開始後に1回目に搬入するシリンダを対象に使用前事業者検査を実施し、使用前確認を受ける。
- ③2回目以降に搬入する同一型式のシリンダについては、使用前事業者検査を実施する。



- ※1: 既設のシリンダについては、新規制基準での追加の要求事項(竜巻防護等)に対して使用前事業者検 査等を実施。
- ※2:新規に受け入れるシリンダについては、全ての要求事項(閉じ込め、材料及び構造、竜巻防護等)に 対して使用前事業者検査等を実施。